協和トピックス

第 13 号

平成18年3月

協和会計グループ 東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号

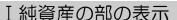
TEL03-3241-4978 (代表) FAX03-3246-0068 E-mail: CPAKYOWA@aol.com

office@cpakyowa.co.jp

今回は、**会社法 第2弾……こんなに変わる計算書類!!!**……として、会社法の施行に伴う新しい計算書類の特集です。

- ▶ 損益計算書の末尾が、当期純利益金額に!
- ▶ 貸借対照表の資本の部が、純資産の部に!
- ▶ 貸借対照表の未処分利益が、繰越利益剰余金に!
- ▶ 利益処分案が廃止!
- ▶ 株主資本等変動計算書が新たに追加!
- ▶ 注記表の作成が必要!

詳しい内容、ご不明な点に関しましては、各担当者へご確認下さい。



- 1株主資本の区分
 - ①資本金
 - ②資本剰余金

個別貸借対照表では、資本剰余金はさらに、(1)資本準備金と(2) その他資本剰余金に区分されます。

③利益剰余金

個別貸借対照表では、利益剰余金はさらに、(1)利益準備金と(2)その他利益剰余金に区分されます。

- i その他利益剰余金のうち<u>任意</u> <u>積立金</u>のように株主総会又は取 締役会の決議に基づき設定され る項目については、<u>その内容を</u> <u>示す科目</u>をもって表示します。
- ii それ以外については、<u>繰越利</u>益剰余金として表示します。
- ④自己株式
- 2株主資本以外の各項目

評価換算差額等、少数株主持分、 新株予約権に区分されます。 (個別貸借対照表)

純資産の部

- I 株主資本
 - 1 資本金
 - 2 資本剰余金
 - (1)資本準備金
 - (2)その他資本剰余金

資本剰余金合計

- 3 利益剰余金
 - (1)利益準備金
 - (2)その他利益剰余金 任意積立金

繰越利益剰余金

利益剰余金合計

4 自己株式

株主資本合計

- Ⅱ 評価・換算差額等
 - 1 その他有価証券評価換算差額金
 - 2 繰延ヘッジ損益
 - 3 土地再評価差額金

評価換算差額等合計

Ⅲ 新株予約権

純資産合計

Ⅱ 損益計算書

(個別損益計算書の例)

売上高

売上原価

売上総利益金額

販売費及び一般管理費

営業利益金額

営業外収益

営業外費用

経常利益金額

特別利益

特別損失

税引前当期純利益金額

法人税等

法人税等調整額

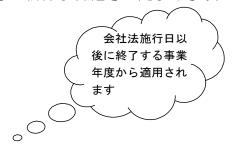
当期純利益金額

◇ 今後は、経常損益の部・特別損益の 部に区分する必要はありません。

Ⅲ 株主資本等変動計算書

純資産の部の変動を報告するための計 算書です。

- 1 株主資本の項目 当期変動額は<u>変動事由ごと</u>に表示 します。
- 2 株主資本以外の各項目 当期変動額は<u>純額</u>で表示します。 純額表示に代えて、<u>主要な変動事</u> 由ごとに表示することもできます。
- 3 注記事項
 - ① 配当に関する事項
 - ② 発行済株式に関する事項
 - ③ 自己株式に関する事項
 - ④ 新株予約権等に関する事項



〈株主資本等変動計算書の一例

			株	主	本				
		資本剰余金		利益剰余金				評価・	
		資 本	その他	利 益	その他	自己	株主資	換算	純資産合計
	資本金	準備金	資 本	準備金	利 益	株式	本合計	差額等	
			剰余金		剰余金				
前期末残髙									
当期変動額		各変動事由ごとに記載						※純額	
当期末残高									

◇ 従来、利益処分で積立・取崩されてきた税法上の積立金は、今後決算手続きとして 会計処理することが必要となります。

IV 注記表

上記以外に、会社が作成する必要のある計算書類として注記表があります。こ

れは、従来注記が求められていた事項を 集めて独立させたものです。これにより、 注記すべき内容は増加しました。

協和監査法 税理士法人協和会計事務所 株式会社 協和ビジ 祝コンサルティング 証券取引法、商法、学校法人、財 税務・会計のスペシャリストとし 証票書類の整理、仕訳データの入 団・社団法人、労働組合等の監査 て、法人・個人のクライアントに 力、試算表・各種元帳の作成等の 対する各種税務申告、タックス・ 業務を始め、株式公開支援、各 会計業務全般、給与計算、財産保 種調査など一企業経営に関する マネジメント、経営分析、事業承 全業務等をフォローします。 経理部丸ごと引受けもOK!" ビジネスアドバイザリーサービ 継対策等をサポートします。 スを提供します。